

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年8月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2200024 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2200005 号

第1 結論

昭和 56 年*月から平成元年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年*月から平成元年 10 月まで

私は、20 歳になったときに母親や祖母から国民年金に加入した方がよいと勧められた。自身では国民年金の加入手続をしていなかったが、母親か祖母が私の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、祖母からは、請求期間のうち、昭和 60 年 6 月に B 市 C 区へ転居するまでの期間の国民年金保険料を母親と祖母が実家の魚屋に集金に来ていた D 信用金庫 (現在は、E 信用金庫) F 支店の職員に預け、納付してくれていたと聞いている。

また、請求期間のうち、昭和 60 年 6 月の B 市 C 区への転居後の期間については、母親が私の国民年金の加入手続を C 区役所で行い、平成元年 11 月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を、母親か祖母が金融機関の窓口で納付してくれていたと思う。

しかしながら、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親又は祖母が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親及び祖母は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者が読み間違えられたとする名前等を含め、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である平成元年 11

月 16 日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時の住所地であったとする A 市及び B 市 C 区に対し、国民年金加入者に係る資料について照会を行ったところ、A 市及び B 市 C 区はともに、保存期間経過のため当時の資料は保管していない旨回答している。

加えて、請求者が A 市に居住していた当時、国民年金保険料の集金に来ていたと主張する E 信用金庫 F 支店に対し、請求期間当時の収納業務等について照会を行ったところ、同支店は不明と回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100235号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年1月31日から平成18年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、私のA社における資格喪失年月日が平成8年1月31日となっているが、私は、同社の代表取締役として、請求期間においても継続して勤務し、当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されており、同社が同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする届出も行っていない。

請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す資料を提出するので、調査の上、平成18年11月1日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、請求者は請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できることから、請求者が請求期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿謄本において、A社は、平成3年4月15日にB市で成立し、平成17年8月24日に同市からC市に本店を移転していることが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日及び適用事業所ではなくなった日は、D社会保険事務所(当時)管轄内においては平成4年5月1日及び平成8年1月31日、E年金事務所管轄内においては平成25年10月1日及び平成30年3月22日となっており、請求期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者から提出された資料等からA社に在籍していたことが確認できる者のうち雇用保険の加入記録が確認できる18名は、請求期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、上記雇用保険の加入記録が確認できる者に照会したところ、回答があった3名は、請求期間のうち自身が在籍していた期間においては、厚生年金保険には加入しておらず、給与

から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答及び陳述している。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す資料としてA社に係る決算報告書（写）等を提出しているが、当該資料からは、同社が請求期間当時において事業を行っていたことは確認できるものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことについては確認することができない。

なお、請求者は、A社が平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする届出を行っていないと主張しているが、日本年金機構は、健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の文書保存期間は2年であり、当該期間を経過しているため、同社の当該届出について確認することができないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200029号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年10月1日から昭和63年8月1日まで

私は、昭和60年4月1日にA社へ正社員として入社し、平成4年7月25日まで勤務した。請求期間当時は、定期昇給とベースアップがあり、給与額が前年を下回ることがなかったにもかかわらず、国の記録では、請求期間の標準報酬月額が11万8,000円となっている。請求期間について、給与額は17万円だったと記憶しているので、調査の上、正しい給与額に見合う標準報酬月額として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、請求期間当時は定期昇給とベースアップがあり、給与額が前年を下回ることがなかったにもかかわらず、国の記録では請求期間の標準報酬月額が実際の給与よりも低額で記録されている旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の商業登記簿謄本において確認できる元代表取締役及び元取締役に照会を行ったものの、複数の元役員が同社に係る資料はない旨回答及び陳述していることから、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に相当する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準報酬月額は11万8,000円と記録されており、当該標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを認めることはできない。